

総行行第361号
国不入企第9号
令和8年7月29日

熊本県主管部局長 殿
（入札契約担当課、財政担当課、会計担当課、市町村担当課扱い）
熊本市主管部局長 殿
（入札契約担当課、財政担当課、会計担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

令和8年熊本地震の被災地域における建設工事等の適正な入札及び契約について

令和8年熊本地震の被災地域においては、災害復旧工事等（災害応急対策、災害復旧に関する工事及び調査・設計・測量等をいう。以下同じ。）について、その手続の透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期において集中的に行う必要が生じます。

また、災害復旧工事等以外の被災地域における建設工事等（調査・設計・測量等を含む。）については、調達環境の変化や作業条件の制約等が起こることが見込まれる中でも、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

そのため、当面の災害復旧工事等の入札及び契約についての基本的な考え方を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

各都道府県におかれては、被災地の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 入札及び契約の方法

災害復旧工事等の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日閣議決定。以下「適正化指針」という。）第2-2-（1）④において、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択するものとしてとされていることから、次に掲げる留意事項を踏まえた上で、適切な方法を選択すること。

なお、国土交通省において、迅速性が求められる災害復旧や復興における随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続にあたっての留意点や工夫等をまとめた「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（令和7年4月改正）や、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和7年2月3日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）の「Ⅲ．災害時における対応」についても、適宜参考とすること。

- （1）発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等の河川管理施設等の応急復旧事業や、孤立集落の解消のための橋梁復旧等、緊急度が極めて高い本復旧事業については、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、緊急の必要により競争入札に付することができないものとして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約をすることができるものであり、適宜これを活用すること。
- （2）（1）以外の当面の災害復旧工事等については、早期の復旧・復興に向け、できる限り早く事業に着手する必要があることから、指名競争入札又は可能な限り手続に要する期間を短縮した一般競争入札によることも可能であること。

2. 復旧・復興建設工事共同企業体の適切な活用

復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）については、適正化指針第2-2-（1）⑥において、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用することとされていることから、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。

なお、復旧・復興JVの活用にあたっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）や「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和4年7月29日国不入企第24号）を踏まえ各団体において共同企業体運用基準を策定・公表し、これに基づき適切に運用すること。

3. 配慮が必要な事項

（1）手続の簡素化・迅速化

災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。そのため、災害復旧工事等の発注については、総合評価落札方式による場合の手続期間の短縮や必要書類の縮減など、入札及び契約の手続を迅速化・簡素化すること。

（2）透明性・公正性の確保

災害復旧工事等の発注については、随意契約や指名競争入札の活用、手続の簡素化・迅速

化等を図った場合においても、適正化指針を踏まえ以下の点などに留意し、入札及び契約の透明性・公正性の確保に努めること。

- ① 入札監視委員会等の活用など入札及び契約手続の事後チェックにも留意すること。
- ② 指名競争入札により行う場合には、あらかじめ指名基準を策定・公表するとともに、指名業者名は契約締結後の公表とすること。

(3) 適切な予定価格の設定等

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、災害復旧工事等を含む建設工事等を発注するに当たっては、適正化指針第2-4-(1)を踏まえ、見積書を積極的に活用して積算する等、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること。

また、工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、いわゆる単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更等、適切な支払いに努めること。

(4) ダンピング対策の徹底

ダンピング受注の排除を徹底するため、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（令和4年3月9日付け総行行第77号・国不入企第38号）を踏まえ、最低制限価格制度、低入札価格調査制度などを適切に活用すること。なお、最低制限価格制度を用いることができない工事等については、低入札価格調査制度における数値的失格判断基準の活用も検討すること。

(5) 特定調達契約の対象となる災害復旧工事等の取扱い

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される特定調達契約の対象となる災害復旧工事等については、緊急性の高いものとして同令第11条第1項の規定等に基づき随意契約とする場合を除き、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 一般競争入札における参加資格として地域要件を設定できないこと（同令第5条）。
- ② 最低制限価格制度を用いることができないこと（同令第9条）。
- ③ 入札期日の前日から起算して40日前に入札公告を行う必要があるが、急を要する場合においては10日前までに短縮できること（各都道府県・指定都市の財務会計規則）。

(6) 被災者の雇用の促進

適正化指針を踏まえ、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、被災者の雇用の促進に資する観点からも、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件を適切に設定すること。

(7) その他

被災地においては、復旧事業による工事量増大に伴う交通誘導員のひっ迫等により、その十分な確保が困難となり、円滑な施工に支障を来す恐れがあることから、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け総行行第131号・国土入企第2号）を踏まえ、

交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用について、発注者として柔軟な対応に努めること。

4. 他の発注者との調整

災害復旧工事等の発注については、適正化指針第2-2-(1)④において、発注者は、他の発注者との連携を図るよう努めることとされていることから、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、国や他の地方公共団体その他の発注者と情報交換等を行うこと。